

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
（附則第五十三条関係）

| 改正案                                                                                                                                             |    |                                                                  | 現行                                                                                                                                               |                                                                  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--|
| <p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 家族出産費</p> <p>六 十三（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条（略）</p> |    |                                                                  | <p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 配偶者出産費</p> <p>六 十三（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条（略）</p> |                                                                  |  |
| 第五十五条第二項                                                                                                                                        | 報酬 | 運営規則                                                             | 第五十五条第二項及び第三項                                                                                                                                    | 運営規則                                                             |  |
|                                                                                                                                                 | 給与 | 共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十四条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。） |                                                                                                                                                  | 共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十四条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。） |  |

（傍線の部分は改正部分）

|       |     |      |        |
|-------|-----|------|--------|
| 第五十五条 | 第三項 | 運営規則 | 共済運営規則 |
| 〃     | 〃   | 〃    | 〃      |

附 則

(適用除外)

20 組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、健康保険法による保険給付を受けることができ、又は旧厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者は、短期給付に関し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、長期給付に関しては、それぞれこの法律による加入者でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、かつ、厚生年金保険の被保険

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

附 則

(適用除外)

20 組合成立の際現に健康保険又は厚生年金保険の被保険者である者を使用する学校法人が、その設置する私立学校（この法律による組合員となるべき当該私立学校に勤務するすべての教職員が健康保険又は厚生年金保険の被保険者でないものを除く。以下同じ。）ごとに当該私立学校に勤務する教職員（健康保険組合を組織している場合においては、当該組合の組合員たる教職員。以下同じ。）の過半数の同意を得て、組合成立の日から三十日以内に、文部大臣に対し、当該同意に係る私立学校の教職員が健康保険法による保険給付を受け、又は厚生年金保険の被保険者となるべき旨の申請をしたときは、当該申請に係る私立学校に勤務する教職員は、健康保険法第十二条第一項の規定にかかわらず、同法による保険給付を受けることができ、又は旧厚生年金保険法第十六条ノ二の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となるものとする。この場合において、健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者は、短期給付に関し、厚生年金保険のみの被保険者となつた者は、長期給付に関しては、それぞれこの法律による加入者でない者とみなし、健康保険法による保険給付を受け、かつ、厚生年金保険の被保険者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による加入者にならないものとする。組合成

者となつた者は、第十四条の規定にかかわらず、この法律による加入者にならないものとする。組合成立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

21 この法律による加入者であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害共済年金」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害共済年金の額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法による障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済法による障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による加入者であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第五項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。

立後新たに当該同意に係る私立学校に勤務することとなつた教職員についても同様とする。

21 この法律による加入者であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）二依ル障害厚生年金」とあるのは「私立学校教職員共済法二依ル障害共済年金」と、「障害厚生年金ノ額」とあるのは「障害共済年金ノ額」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害共済年金」と、同条第三項中「厚生年金保険法二依ル障害手当金」とあるのは「私立学校教職員共済法二依ル障害一時金」と、「当該障害手当金」とあるのは「当該障害一時金」とし、この法律による加入者であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害厚生年金」と、同条第五項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害手当金」とする。